

第6章 市 民 生 活 部

[市民生活部]

1. 秋田市斎場

(1) 秋田市斎場 (予算額 131,001千円)

ア 所在地 秋田市外旭川字山崎537番地

イ 現況

(ア) 敷地面積 14,331.05㎡

(イ) 建物面積 4,501.17㎡ (鉄筋コンクリート造、2階建)

(ウ) 開設年月日 昭和31年8月(平成23年11月1日改築完成)

(エ) 火葬炉 普通炉12基

(オ) 職員数 18人

内訳：斎場長(再任用)1人

管理業務3人(内、再任用1人、会計年度任用職員2人)

火葬業務14人(内、正職員4人、再任用3人、会計年度任用職員7人)

(2) 斎場使用料(平成23年11月1日改正)

区分	13歳以上	13歳未満	死胎 (妊娠4箇月以上)	人体の一部	死胎 (妊娠4箇月未満)	胞衣等
市民	無料	無料	無料	10,000円	10,000円	10,000円
市民以外	61,000円	41,000円	21,000円	10,000円	10,000円	10,000円

(3) 斎場利用数(令和7年度)

区分	市民				市民以外				合計				人体の一部等
	大人	小人	死産児	計	大人	小人	死産児	計	大人	小人	死産児	計	
件数	4,201	0	32	4,233	129	2	6	137	4,330	2	38	4,370	29

(4) 斎場火葬炉維持修繕経費 (予算額 39,820千円)

火葬業務を円滑に行うため、火葬炉の修繕を行う。

(5) 斎場施設保全経費 (予算額 36,106千円)

火葬炉以外の施設設備について、計画保全を実施することで、安定的かつ継続的な運営を図るもの。

2. 平和公園(墓地公園)

(予算額 48,139千円)

市街地の北側約2kmの地点に位置する泉字五庵山(通称天徳寺山)一帯約70ha(21万坪)の丘陵にあり、この公園の中に明るい近代的な墓域を造成している。

墓地の第一期工事は昭和41年度から45年度まで1,617区画、第二期工事は、48年度から52年度まで1,151区画、第三期工事は54年度に用地を取得し、55年度から59年度まで1,625区画を造成した。

さらに平成元年度240区画、4年度320区画、8年度324区画を造成し、総計5,277区画の墓地が完成した。

現在は、墓域内未利用地の造成等により、総区画数は5,284区画となったほか、新たに整備した合葬墓(埋蔵体数1,500体分)について、平成30年度に使用許可を行った。なお、令和7年度に埋蔵体数の見直し(1,500体から500体増の2,000体)を行い、令和8年度から計画的に募集を行う予定。

3. 南西墓地

(予算額 2,683千円)

秋田市の南部・西部地区が、距離的要因により平和公園の利用者が少なく、しかも新興住宅地が増加している状況にあったことから、市民全体の利便性を考慮して、平成11年度豊岩地区に556区画造成したもので、植栽やあずまや、築山などを配置した、平和公園に準じた墓園的な墓地となっている。

平成17年度で全区画の使用許可を終了している。

4. 河辺墓地

(予算額 5,049千円)

市町合併に伴い旧河辺町から引き継ぎした、総区画数684区画の墓地である。

平成18年度に危険箇所の改修や未使用墓域の一部改修工事（区画再編工）を行い157区画を整備、20年度には未使用墓域157区画を整備し、現総区画数の684区画となった。

整備した区画については、平成19年度から使用許可を開始し、26年度で全区画の使用許可を終了した。

5. 北部墓地

(予算額 5,407千円)

市民の墓地需要に対し、計画的に墓地を提供するため平成21年度から事業に着手し、23年度に1期分558区画を整備および供用を開始し、29年度に第2期分536区画を整備および供用を開始した。5年度には第3期分364区画の整備が終了し、総区画数1,458区画の墓地が完成したほか、令和6年度に第3期分の公衆用トイレおよびあずまやの工事が完成し整備が終了した。

また、平成30年度に整備した合葬墓（埋蔵体数1,500体分）について、令和7年度までに1,495体使用許可している。なお、令和7年度に埋蔵体数の見直し（1,500体から500体増の2,000体）を行い、令和8年度から計画的に募集を行う予定。

6. 自治振興

(1) コミュニティ施設の整備

(予算額 8,368千円)

コミュニティセンター利用者の利便と安全を確保するため、各施設の修繕および備品等の整備を行う。

・コミュニティセンター施設保全経費 8,368千円

(2) 町内会等に対する支援

(予算額 87,375千円)

地域自治活動を活発化するため「まちあかり・ふれあい推進事業」として町内会等に対し助成するほか、防犯灯に係る年間電気料（予算の範囲内で80%を限度）を助成する。

また、防犯灯修繕等の保守管理を業務委託により行う。

・町内自治活動助成金 28,130千円

・防犯灯電気料助成金 42,563千円

・灯具交換・補修費助成金 192千円

・防犯灯保守管理業務委託料 14,098千円

・町内防犯灯新設等委託料 1,539千円

(3) 防犯活動推進事業

(予算額 913千円)

防犯に対する市民意識の高揚を図り、だれもが安心して暮らせるまちづくりのため、防犯活動や暴力追放運動を推進する。

(4) 住居表示整備

(予算額 1,131千円)

住居表示実施区域における建物新改築時の住居番号決定、住居表示実施証明のほか、町名案内板および街区表示板の設置又は更新を行う。

◎コミュニティセンター等施設一覧

・コミュニティセンター（31館）

施 設 名	建設年度	開館年度	構 造	面積(m ²)	備 考
旭 川 地 区 コミュニティセンター	昭和51	昭和51	鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造2階建	754.39	
飯 島 地 区 〃	52	52	〃	999.79	平成3.12増築 平成23.4.1コミセン化
寺 内 地 区 〃	53	53	〃	655.51	平成23.4.1コミセン化
檜 山 地 区 〃	54	53	鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造2階建 一部鉄骨造平屋建	1,647.84	昭和61年体育館新設 平成17年会議室棟増設
東 地 区 〃	54	54	鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造2階建	809.50	
勝 平 地 区 〃	平成24	55	鉄骨造2階建	1,299.50	児童センター(369.78㎡) 併設
外旭川地区 〃	昭和58	59	鉄筋コンクリート造2階建	999.95	平成30.4.1コミセン化
将軍野地区 〃	60	60	〃	664.49	平成23.4.1コミセン化
茨 島 地 区 〃	49	63	鉄筋コンクリート造4階建	1,513.38	昭和63.4コミセン開館 1、2階(822.6㎡)をコ ミセンで使用
泉 地 区 〃	平成2	平成2	鉄筋コンクリート造2階建	1,107.60	令和5.2大規模改修
明 徳 地 区 〃	4	5	〃	944.60	令和7.12大規模改修
大 住 地 区 〃	5	6	〃	1,022.25	
浜 田 地 区 〃	6	6	木造平屋建	466.03	平成23.8増築
港 北 地 区 〃	7	8	鉄筋コンクリート造2階建	999.46	
河辺岩見三内地区 〃	8	9	鉄骨造平屋建	779.86	平成17.1.11合併承継 岩見三内連絡所併設
八 橋 地 区 〃	10	11	鉄筋コンクリート造2階建	997.80	
旭 北 地 区 〃	15	16	〃	1,017.76	
保戸野地区 〃	17	17	〃	1,093.46	
川 尻 地 区 〃	18	19	鉄骨造2階建	1,303.64	児童センター(345.08㎡) 併設
下新城地区 〃	5	21	木造平屋建	487.35	平成21.4.1コミセン化
豊 岩 地 区 〃	6	21	〃	487.90	平成21.4.1コミセン化
下 浜 地 区 〃	昭和56	21	〃	507.04	平成4.10増築 平成21.4.1コミセン化
旭 南 地 区 〃	平成21	21	鉄骨造2階建	809.59	児童館(303.60㎡)併設

施設名	建設年度	開館年度	構造	面積(m ²)	備考
上北手地区 〃	令和5	平成25	木造平屋建	533.29	令和5.10.10改築
太平地区 〃	平成8	28	〃	620.23	平成28.4.1コミセン化
下北手地区 〃	令和2	28	〃	524.60	平成28.4.1コミセン化 令和2.12.21改築
桜地区 〃	平成28	28	鉄骨造2階建	726.96	
上新城地区 〃	昭和63	30	木造平屋建	374.77	平成30.4.1コミセン化
飯島南地区 〃	平成30	30	鉄骨造2階建	738.26	
金足地区 〃	令和元	令和元	木造平屋建	546.37	令和2.1.20コミセン化
仁井田地区 〃	2	2	鉄骨造平屋建	792.47	

・コミュニティ類似施設（4館）

施設名	建設年度	構造	面積(m ²)	備考
ふれあい交流館かわべ	平成14	鉄骨造2階建	762.45	平成17.1.11合併承継 和田駅舎併設
雄和基幹集落センター	昭和53	鉄筋コンクリート造2階建	463.82	平成17.1.11合併承継 大正寺連絡所併設
河辺岩見温泉交流センター	平成28	木造 一部鉄筋コンクリート造平屋建	602.21	
下新城交流センター	昭和51	鉄筋コンクリート造2階建	1,610.87	旧北部公民館

7. 市民協働・都市内地域分権の推進

（予算額 30,371千円）

（1）地域支援事業

市民協働によるまちづくりを推進するため、「市民協働まちづくり交付金」等により、市民活動団体等の活動を支援し、本市の課題解決に取り組む実践を積み重ね、市民協働・都市内地域分権に寄与する。

（2）市民協働・市民活動支援事業

市民活動への参画の促進や市民活動団体への運営体制の支援に向け、市民交流サロンにおける相談対応、活動PRや多様な主体の交流機会となるイベントの開催などを行う。また、研修等を通じて職員の市民協働へのさらなる理解促進を図り、多様な主体が市民協働によるまちづくりの担い手となる環境づくりを進める。

（3）地域まちづくり推進事業

市民サービスセンターを拠点に、各地域づくり組織とセンターが中心となって、地域の課題や特性について地域住民と一緒に考え、市民協働による特色ある地域まちづくりを実践する。

8. 男女共生社会の推進

(予算額 208千円)

家庭や学校、職場や地域など、様々な場において性別による固定的な役割分担やアンコンシャス・バイアスの解消について理解を深めるとともに、ジェンダーによる社会的偏見や差別をなくし、一人ひとりが個性や能力を十分に発揮できる多様性を認め合う社会の実現を図る。

(1) 市民行動計画の推進

「秋田市男女共生推進会議」の意見を取り入れながら、「第6次秋田市男女共生社会への市民行動計画」を推進し、男女共生意識の醸成を図る。

(2) 男女共生講座等の実施

男女共生社会への理解を深める講座等を開催する。

9. 物価高騰生活支援

(予算額 1,130,747千円)

食料品等の物価高騰の影響を受けている市民を支援するため、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、有効期限付き商品券（プリペイド式ギフトカード）を支給する。

(1) 対象者

令和8年2月20日現在において、本市の住民基本台帳に記録されている市民が対象。

(2) 支給方法

支給を受けるための申込は不要。1枚のギフトカードに、世帯の対象者数×3,000円の金額をチャージして、世帯主へ支給する。(支給額の例 1人(単身)世帯→3千円 3人世帯→9千円)

支給は令和8年5月下旬から順次発送。

(3) ギフトカードについて

ギフトカードはV i s a (ビザ)カード対応の店舗やオンラインショップで使用可能で、有効期限は令和8年10月31日に設定している。

10. 総合窓口業務

(予算額 32,459千円)

(1) 総合案内

市役所を訪れる方に、窓口の案内をする。

・令和7年度 案内件数 66,867件

(2) 窓口案内電話

市民からの問合せ等に適切な部署を案内する。

・令和7年度 案内件数 45,968件

11. 住民基本台帳、戸籍関係の異動・届出等取扱件数

(1) 住民基本台帳の異動取扱件数年度別の推移

単位：件

区分 \ 年度	令和3	4	5	6	7
合 計	30,454	31,226	31,055	30,753	29,967
転 入	6,662	7,034	6,738	6,783	6,605
転 出	6,830	7,161	7,059	7,165	7,201
転 居	6,819	6,789	6,677	6,499	6,030
出 生	1,713	1,558	1,417	1,285	1,306
死 亡	3,940	4,317	4,482	4,449	4,261
世 帯 分 離	645	700	750	626	550
世 帯 合 併	235	271	274	289	325
世 帯 主 変 更	2,550	2,545	2,558	2,529	2,468
住 所 修 正	20	18	35	39	39
在 留 記 載	8	14	14	15	5
在 留 消 除	41	130	160	114	116
職 権 回 復	0	1	1	0	1
職 権 消 除	5	4	15	7	7
そ の 他	986	684	875	953	1,053

(2) 戸籍の届出件数年度別の推移

単位：件

事件の種類 \ 年 度		令和 3	4	5	6	7
合 計		12,253	12,507	12,208	11,898	11,679
1	出生	2,240	2,055	1,877	1,761	1,747
2	国籍留保	16	11	17	10	18
3	認知	24	25	28	27	26
4	養子縁組	191	149	127	141	142
5	養子離縁	63	57	69	65	44
6	法 6 9 条 の 2 ・ 7 3 条 の 2	4	5	5	6	5
7	婚姻	2,368	2,278	2,147	2,318	2,258
8	離婚	513	550	633	577	586
9	法 7 5 条 の 2 ・ 7 7 条 の 2	228	264	284	276	258
10	親権・後見・後見監督・保佐	17	13	9	17	17
11	死亡	4,480	4,992	5,105	5,066	4,788
12	失踪	4	4	6	2	8
13	復氏	5	2	4	5	5
14	姻族関係終了	8	8	4	12	21
15	相続人廃除	0	0	0	0	0
16	入籍	370	415	409	345	371
17	分籍	51	59	66	82	95
18	国籍取得	0	0	0	1	2
19	帰化	3	4	2	3	1
20	国籍喪失	2	3	2	3	3
21	国籍選択	5	7	5	4	4
22	外国国籍喪失	0	0	0	0	0
23	氏の変更	30	30	15	28	24
24	名の変更	6	5	5	9	4
25	転籍	1,164	1,179	1,012	944	1,028
26	就籍	1	0	0	0	0
27	訂正・更正	396	323	287	134	160
28	追完	5	0	1	1	2
29	その他	12	14	30	9	16
30	不受理申出	47	55	59	52	46

(3) 戸籍・住民票関係の証明書等取扱通数（令和7年度）

単位：通

種類	月別	計	月平均	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
合 計		334,674	27,890	30,558	26,306	30,802	31,710	23,002	27,023	28,618	25,414	24,803	24,669	26,327	35,442
現 戸 籍	謄本 (全部事項)	26,131	2,178	2,140	2,066	2,202	2,259	1,919	2,125	2,550	2,409	1,975	2,126	2,051	2,309
	抄本 (個人事項)	4,822	402	345	843	529	526	336	336	322	264	278	391	258	394
	コンビニ	13,872	1,156	1,202	1,017	1,068	1,075	910	979	1,204	1,628	1,013	1,153	1,112	1,511
	一部事項 証	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
	記載事項 証	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	届書写し	39	3	4	2	2	5	7	3	1	0	4	4	4	3
	受理 (普通)	833	69	65	61	86	101	82	33	92	54	74	51	62	72
	受理 (上質)	19	2	1	1	2	3	1	0	5	2	1	1	1	1
	計	45,717	3,810	3,757	3,990	3,889	3,969	3,256	3,476	4,174	4,357	3,345	3,726	3,488	4,290
除 籍	謄本 (全部事項)	35,756	2,980	2,827	3,109	3,206	3,265	2,668	3,375	3,281	2,817	2,603	2,729	2,756	3,120
	抄本 (個人事項)	382	32	29	34	39	36	27	31	21	20	29	38	30	48
	記載事項 証	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	36,138	3,012	2,856	3,143	3,245	3,301	2,695	3,406	3,302	2,837	2,632	2,767	2,786	3,168
広 域 交 付	戸籍	5,160	430	414	469	380	436	368	365	523	500	371	456	420	458
	除籍	9,108	759	789	789	724	662	774	857	899	685	676	694	855	704
	計	14,268	1,189	1,203	1,258	1,104	1,098	1,142	1,222	1,422	1,185	1,047	1,150	1,275	1,162
識 別 符 号	戸籍	7	1	0	0	0	0	1	0	0	1	1	1	0	3
	除籍	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	7	1	0	0	0	0	1	0	0	1	1	1	0	3
届書等情報 内容証明		1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
住 民 基 本 台 帳	住民票・ 記載事項証明	65,076	5,423	7,091	4,887	6,202	7,306	4,054	5,145	5,449	3,983	5,151	4,337	4,571	6,900
	コンビニ	66,865	5,572	6,572	4,402	6,728	6,503	4,136	5,056	5,079	4,766	4,672	5,155	5,457	8,339
	広域交付	212	18	15	19	28	13	17	25	17	15	15	16	14	18
	附票の 写し	19,632	1,636	1,483	1,572	1,731	1,929	1,500	1,726	2,006	1,691	1,363	1,496	1,467	1,668
	閲覧	1,968	164	0	83	283	434	105	137	207	206	248	0	265	0
	計	153,753	12,813	15,161	10,963	14,972	16,185	9,812	12,089	12,758	10,661	11,449	11,004	11,774	16,925
印 鑑	印鑑登録 証交付	7,950	663	798	613	677	683	529	612	628	529	577	559	649	1,096
	印鑑登録 証明書	23,819	1,985	2,199	1,970	2,204	2,086	1,717	2,021	2,074	1,754	1,761	1,576	1,795	2,662
	コンビニ	44,490	3,708	3,666	3,658	3,942	3,662	3,263	3,559	3,611	3,485	3,343	3,270	3,815	5,216
	計	76,259	6,355	6,663	6,241	6,823	6,431	5,509	6,192	6,313	5,768	5,681	5,405	6,259	8,974

単位：通

種類 月別	計	月平均	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
自動車臨時 運行許可	2,502	209	328	251	261	228	185	205	221	176	169	103	166	209
諸 証 明 ほ か	3,181	265	408	252	292	253	179	219	204	195	197	227	294	461
個人番号カード 再 交 付	1,438	120	91	104	108	123	112	107	112	117	141	143	142	138
電 子 証 明 書	1,410	118	91	104	108	122	111	107	112	117	141	143	142	112

12. 国民年金

(予算額 23,024千円)

(1) 加入の状況 (第1号被保険者のみ)

各年度末 単位：人

区 分 年 度	第 1 号 被 保 険 者		
	強 制	任 意	合 計
令和4	27,583	388	27,971
5	27,094	422	27,516
6	26,511	402	26,913
7	25,904	392	26,296

13. 国民健康保険事業

(予算額 27,790,681千円)

(1) 国保加入状況 (令和8年4月1日現在)

被保険者数 47,265人

世 帯 数 34,228世帯

(2) 保険給付

ア 給付割合 0歳～義務教育就学前 8割
義務教育就学～65歳未満 7割
65歳以上70歳未満の前期高齢者 7割
70歳以上75歳未満の前期高齢者 8割又は7割

イ その他の保険給付

(ア) 出産育児一時金 500,000円 (令和5年4月1日改正)

産科医療補償制度登録分娩機関での出産は一児につき 50万円、それ以外は 48万8千円を支給

(イ) 葬 祭 費 50,000円 (平成9年4月1日改正)

(3) 保険税

ア 賦課方式 3方式 (昭和57年4月1日改正)

所得割、被保険者均等割、世帯別平等割

イ 算定基準

所得割 前年中の総所得金額－基礎控除 (43万円)

ウ 納付回数 普通徴収 9回 (7月～3月) 特別徴収 6回 (4月～2月)

エ 保険税率

年 度	区 分	税 率			課 税 限 度 額 (円)
		所 得 割	均等割 (円)	平 等 割 (円)	
4	医 療 分	9.22/100	22,960	特定世帯および特定継続世帯以外の世帯 28,690 特 定 世 帯 14,340 特定継続世帯 21,510	650,000
	支 援 分	2.51/100	6,620	特定世帯および特定継続世帯以外の世帯 7,450 特 定 世 帯 3,720 特定継続世帯 5,580	200,000
	介 護 分	2.88/100	8,950	8,570	170,000
5	医 療 分	9.22/100	22,960	特定世帯および特定継続世帯以外の世帯 28,690 特 定 世 帯 14,340 特定継続世帯 21,510	650,000
	支 援 分	2.51/100	6,620	特定世帯および特定継続世帯以外の世帯 7,450 特 定 世 帯 3,720 特定継続世帯 5,580	220,000
	介 護 分	2.88/100	8,950	8,570	170,000
6	医 療 分	9.22/100	22,960	特定世帯および特定継続世帯以外の世帯 28,690 特 定 世 帯 14,340 特定継続世帯 21,510	650,000
	支 援 分	2.51/100	6,620	特定世帯および特定継続世帯以外の世帯 7,450 特 定 世 帯 3,720 特定継続世帯 5,580	240,000
	介 護 分	2.88/100	8,950	8,570	170,000
7	医 療 分	9.22/100	22,960	特定世帯および特定継続世帯以外の世帯 28,690 特 定 世 帯 14,340 特定継続世帯 21,510	660,000
	支 援 分	2.51/100	6,620	特定世帯および特定継続世帯以外の世帯 7,450 特 定 世 帯 3,720 特定継続世帯 5,580	260,000
	介 護 分	2.88/100	8,950	8,570	170,000

年 度	区 分	税 率			課 税 限 度 額 (円)
		所 得 割	均等割 (円)	平 等 割 (円)	
8	医 療 分	9.22/100	22,960	特定世帯および特定継続世帯以外の世帯 28,690 特 定 世 帯 14,340 特定継続世帯 21,510	670,000
	支 援 分	2.51/100	6,620	特定世帯および特定継続世帯以外の世帯 7,450 特 定 世 帯 3,720 特定継続世帯 5,580	260,000
	介 護 分	2.88/100	8,950	8,570	170,000
	子 ど も 分	0.28/100	1,450 (うち18歳以上均等割 ……70)	特定世帯および特定継続世帯以外の世帯 880 特 定 世 帯 440 特定継続世帯 660	30,000

オ 国保事業概要

区 分			年 度	令和6（決 算）	令和8（当 初）
国 保 加 入 （3月～2月平均）	被 保 険 者 数		50,752 人	44,599 人	
	世 帯 数		36,018 世帯	34,031 世帯	
保 険 税 負 担 状 況 (現年度分)	世帯当たり	最 高	1,060,000 円	1,130,000 円	
		※最 低	24,800 円	24,800 円	
		平 均	131,259 円	117,424 円	
	1 人 当 た り 平 均		93,153 円	89,600 円	
保 険 税 収 納 率（現年度分）			92.34 %	92.37 %	
療 養 諸 費	費 用 額		24,528,661 千円	24,376,864 千円	
	保 険 者 負 担 分		18,106,291 千円	17,994,239 千円	
	1 人 当 た り 費 用 額		483,304 円	546,579 円	
	1 人 当 た り 保 険 者 負 担 分		356,760 円	403,467 円	
その他の保険給付	出産育児一時金（1件単価）		500,000 円	500,000 円	
	葬 祭 費（1件単価）		50,000 円	50,000 円	
予 算 額（R 8）	歳 入		29,129,819 千円	27,790,681 千円	
決 算 額（R 6）	歳 出		28,712,242 千円	27,790,681 千円	
	差 引		417,577 千円	0 円	
一 般 会 計 繰 入 額			2,398,911 千円	2,283,346 千円	

※ 最低の金額は介護分を含む場合のものを記載

(4) 高額療養費融資斡旋制度（昭和51年11月10日から実施）

国保に加入している世帯で、医療費の支払いに困っている方に対し資金の融資をあっせんすることにより、その世帯の生活の安定を図ることを目的とした制度である。

ア 融 資 額	高額療養費として支給される額以内（1万円以上）
イ 融 資 期 間	高額療養費の支給日まで
ウ 利 子	市が全額負担（年利5.13%、令和8年4月1日改正）
エ 返 済	高額療養費支給日に元金および利子を全額一括返済
オ 取扱金融機関	秋田銀行秋田市役所支店

カ 利 用 状 況（令和7年度実績）

(ア) 申 込 件 数	0 件
(イ) 融 資 額	0 円
(ウ) 1 件当たり融資額	0 円

(5) 保健事業

国民健康保険加入者の健康保持および疾病の早期発見と自主的な健康管理の向上を図ることを目的に、費用の一部を助成している。

事業名	対象者	助成内容	令和7年度実績
はり・きゅう・マッサージ (昭和61年度から実施)	国民健康保険加入者で 55歳以上75歳未満の方	1回800円 (年40回以内)	利用件数 8,259 件 助成額 6,607 千円
健康診査 (平成9年度から実施)	国民健康保険加入者	大腸がん 胃がん 子宮頸がん 前立腺がん 乳がん } 自己負担分 を全額助成	利用件数 11,939 件 助成額 18,464 千円
健康表彰 (平成28年度から 令和7年度まで実施)	国民健康保険加入世帯 で1年間医療機関を受 診していない等の一定 要件に該当するもの	該当世帯にカタログギフ トを贈呈	表彰世帯数 99 世帯 実績額 419 千円

14. 健康診査等

(1) 特定健康診査・特定保健指導事業 (予算額 169,462千円)

高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、糖尿病や高血圧症、脂質異常症などの生活習慣病の発症や重症化を防ぐために、特定健康診査と特定保健指導を実施する。

第3期データヘルス計画に基づき令和8年度は健診受診率44.0%、保健指導実施率26.3%を目標とする。

・対象者 40～75歳未満の国民健康保険加入者

(2) 後期高齢者健康診査事業 (予算額 160,238千円)

高齢者の生活の質を確保し、糖尿病等の生活習慣病を早期発見するために、健康診査を実施する。

・対象者 後期高齢者医療制度の被保険者

(3) 人間ドック保健事業 (予算額 40,169千円)

国民健康保険加入者の健康保持および疾病の早期発見と自主的な健康管理の向上を図ることを目的に、費用の一部を助成する。

・対象者 35歳以上の国民健康保険加入者

(4) 糖尿病・慢性腎臓病重症化予防事業 (予算額 437千円)

秋田市国民健康保険加入者のうち、糖尿病および慢性腎臓病が重症化するリスクの高い者を医療に結びつけるとともに、糖尿病性腎症等で治療中の患者のうち、重症化するリスクの高い通院患者に対し保健指導を行い、腎不全、人工透析への移行を予防する。

(5) 高血圧症重症化予防事業 (予算額 266千円)

秋田市国民健康保険特定健康診査の結果から、高血圧で生活習慣病が重症化するリスクの高い者を医療に結びつけることで、脳血管疾患等生活習慣病の発症を予防する。

15. 後期高齢者医療制度

(予算額 9,980,490千円)

(1) 加入状況 (令和8年4月1日現在)

秋田市の被保険者数 54,764人 (秋田県全体の被保険者数 202,364人)

(2) 保険給付

ア 給付割合 9割、8割又は7割 (自己負担割合 1割、2割又は3割)

イ その他の保険給付

(ア) 高額療養費

(イ) 入院時の食事代

(ウ) 葬祭費 50,000円

(3) 保険料

ア 賦課額の算定

保険料は、所得割額と被保険者均等割額の合計額

所得割額は、前年の総所得額（基礎控除後の額）に所得割率を乗じた額

区 分	所 得 割 率	均等割額 (円)	賦課限度額 (円)
医 療 分	9.73/100	55,996	850,000
子ども分	0.25/100	1,350	21,000

イ 納付回数

(ア) 普通徴収 8回 (7月～2月)

(イ) 特別徴収 6回 (4月、6月、8月、10月、12月、2月)

(4) 秋田県後期高齢者医療広域連合への負担金

保険者である秋田県後期高齢者医療広域連合に対し、保険料納付金、療養給付費および事務費など運営に係る経費を負担する。

16. 高齢者健康保健事業

(予算額 22,759千円)

高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施することにより、後期高齢者の健康の増進および健康寿命の延伸につなげる。

17. 西部市民サービスセンター

(予算額 301,579千円)

所在地 秋田市新屋扇町13番34号

建 築 年 度	構 造	面 積 (㎡)
平成21	鉄筋コンクリート造 (3階建)	3,643.69

市役所の窓口として、地域に密着した各種市民サービスを行う。

地域自治活動や生涯学習の場として、多目的ホール・和室・洋室等の貸出施設を備える。

(西部地域住民自治協議会を指定管理者としている。)

子育て交流ひろばにおいては、地域での子育て支援を行う。

18. 新屋ガラス工房

(予算額 105,633千円)

所在地 秋田市新屋表町5番2号

建 築 年 度	構 造	面 積 (㎡)
平成29	木造一部鉄筋コンクリート造 (平屋一部2階建)	1,373.13

新屋地域の歴史とものづくりの精神を伝承し、住民主体のまちづくりを推進するため、ガラス作品の展示・販売、ガラス制作体験・公開制作の実施、展示スペース・工房設備の貸出しのほか、イベントの開催や地域団体との連携等を行う。

19. 北部市民サービスセンター

(予算額 262,685千円)

所在地 秋田市土崎港西五丁目3番1号

建 築 年 度	構 造	面 積 (㎡)
平成23	鉄筋コンクリート造(3階建)	5,581.54

市役所の窓口として、地域に密着した各種市民サービスを行う。

地域自治活動や生涯学習の場として、地域文化ホール・体育館・和室・洋室等の貸出施設を備える。

(北部地域住民自治協議会を指定管理者としている。)

子育て交流ひろばにおいては、地域での子育て支援を行う。

20. 土崎みなと歴史伝承館

(予算額 41,656千円)

所在地 秋田市土崎港西三丁目10番27号

建 築 年 度	構 造	面 積 (㎡)
平成29	鉄筋コンクリート造(2階建)一部鉄骨造	1,393.98

土崎地区における地域の歴史と文化を伝承し、地域資源を生かした住民主体の人づくり、まちづくりおよびにぎわいづくりを推進するため、資料の展示や学習の場の提供などにより、曳山行事の伝承、空襲による被爆体験の継承等を行う。(土崎みなと街づくり協議会を指定管理者としている。)

21. 河辺市民サービスセンター

(1) 河辺市民サービスセンター

(予算額 116,278千円)

所在地 秋田市河辺和田字北条ヶ崎38番地2

建 築 年 度	構 造	面 積 (㎡)
昭和63	鉄筋コンクリート造(3階建)	3,362.45

市役所の窓口として、地域に密着した各種市民サービスを行う。

地域自治活動や生涯学習の場として、地域文化ホール・和室・洋室等の貸出施設を備える。

(河辺の郷自治協議会を指定管理者としている。)

子育て交流ひろばにおいては、地域での子育て支援を行う。

(2) 河辺岩見温泉交流センター管理運営

(予算額 51,606千円)

河辺岩見温泉交流センターの適切な施設管理・運営を行う。

(河辺岩見温泉交流センター管理運営協議会を指定管理者としている。)

22. 雄和市民サービスセンター

(予算額 440,892千円)

所在地 秋田市雄和妙法字上大部48番地 1

建 築 年 度	構 造	面 積 (㎡)
昭和63	鉄筋コンクリート造 (3階建)	3,724.22

市役所の窓口として、地域に密着した各種市民サービスを行う。

地域自治活動や生涯学習の場として、地域文化ホール・和室・洋室等の貸出施設を備える。

(雄和市民協議会を指定管理者としている。)

子育て交流ひろばにおいては、地域での子育て支援を行う。

小規模水道施設を利用している地域の生活水の管理運営を行う。

(対象施設 雄和藤森地区：8戸、雄和中の沢地区：9戸)

23. 南部市民サービスセンター

(予算額 231,082千円)

(1) 南部市民サービスセンター

所在地 秋田市御野場一丁目 5 番 1 号

建 築 年 度	構 造	面 積 (㎡)
平成26	鉄筋コンクリート造 (2階建)	2,229.44

市役所の窓口として、地域に密着した各種市民サービスを行う。

地域自治活動や生涯学習の場として、地域文化ホール・和室・洋室等の貸出施設を備える。

(南部地域づくり協議会を指定管理者としている。)

子育て交流ひろばにおいては、地域での子育て支援を行う。

(2) 南部市民サービスセンター別館

所在地 秋田市牛島東六丁目 4 番 5 号

建 築 年 度	構 造	面 積 (㎡)
平成30	鉄筋コンクリート造 (2階建)	1,632.00

地域の生涯学習を推進する。

地域自治活動や生涯学習の場として、多目的ホール・和室・洋室・音楽室等の貸出施設を備える。

(南部地域づくり協議会を指定管理者としている。)

24. 東部市民サービスセンター

(予算額 199,242千円)

所在地 秋田市広面字釣瓶町13番地 3

建 築 年 度	構 造	面 積 (㎡)
平成27	鉄筋コンクリート造 (2階建)	2,538.98

市役所の窓口として、地域に密着した各種市民サービス (住民票や印鑑証明書の交付、国民健康保険、市税、福祉などに関する各種手続を除く。)を行う。

地域自治活動や生涯学習の場として、地域文化ホール・和室・洋室等の貸出施設を備える。

(東部地域づくり協議会を指定管理者としている。)

子育て交流ひろばにおいては、地域での子育て支援を行う。

25. 中央市民サービスセンター

(予算額 259,714千円)

所在地 秋田市山王一丁目1番1号

建 築 年 度	構 造	面 積 (㎡)
平成28	鉄筋コンクリート造（本庁地上6階、搭屋1階、地下1階）	本庁31,132.96㎡のうち2、3階部分の一部

市役所の窓口として、地域に密着した各種市民サービス（住民票や印鑑証明書の交付、国民健康保険、市税、福祉などに関する各種手続を除く。）を行う。

地域自治活動や生涯学習の場として、多目的ホール・和室・洋室・音楽室等の貸出施設を備える。

（中央地域づくり協議会を指定管理者としている。）

子育て交流ひろばにおいては、地域での子育て支援を行う。

26. 駅前サービスセンター

(予算額 605千円)

所在地 秋田市東通仲町4番1号 秋田拠点センター アルヴェ1階

建 築 年 度	構 造	面 積 (㎡)
平成16	鉄筋鉄骨コンクリート造（5階建）	236.00（事務所部分のみ）

住民基本台帳、戸籍、国民健康保険、国民年金等の事務を取り扱っている。

27. 市民相談

(予算額 12,845千円)

(1) 職員による相談

市民の個人的な相談や苦情の受付を行い、問題解決に当たる。

・令和7年度 相談総件数 3,677件

(2) 専門相談（無料相談）

弁護士、司法書士、社会保険労務士、公証人、税理士、行政書士、行政相談委員、人権擁護委員および元県警察官による無料相談を実施する。

・令和7年度 相談総件数 762件

法 律	322件
司 法 書 士	284件
年 金 ・ 社 会 保 険 等	31件
公 証 人 ・ 遺 言	32件
税 務	59件
行 政 書 士	5件
行 政	5件
人 権 ・ 困 り ご と	24件
市 民 安 全	0件

(3) 市民相談主任者

市政に対する相談、要望および苦情に関して、関係各課所室との密接な連絡により、速やかにかつ適切に処理するため、各課所室に市民相談主任者（原則として課長補佐）を設置する。

(4) 犯罪被害者等支援

「犯罪被害者等支援総合窓口」において、犯罪被害者等からの様々な相談に応じ、適切に担当部署や関係機関を紹介するとともに、市役所における各種手続の窓口一元化を図る。

また、「秋田市犯罪被害者等見舞金支給条例」に基づき、犯罪行為により死亡した市民の遺族又は傷害を受けた市民に対し、見舞金を支給する。

(5) ご遺族支援コーナー

健康保険や市税、福祉など、死亡に伴い遺族が行う各種手続をワンストップで行い遺族の負担を軽減する。

また、相続や金銭問題など遺族が抱える様々な悩みや問題について相談に応じ、弁護士や司法書士などの無料専門相談等を案内する。

28. 消費生活

(予算額 25,580千円)

(1) 消費者支援事業

ア 消費生活相談

消費生活に関する苦情や相談に応じ、助言、情報提供、あっせん等を行う。

・令和7年度 相談件数 1,826件

イ 多重債務相談

多重債務を解決するために、関係課所室との連携強化と相談体制の充実を図る。

(2) 消費者啓発事業

ア 消費生活出前講座

市民が安全で快適な消費生活を営むことができるよう、必要な情報等を提供するため、消費生活相談員が各地域等に出向いて講座を開催する。

イ 消費生活パネル展

消費生活における身近な情報の提供および悪質商法や特殊詐欺などの被害防止を目的に、パネルを展示する。

ウ 金融経済講演会

暮らしに役立つ金融経済情報の提供を目的に、秋田県金融広報委員会、その他関係団体と共催で講演会を開催する。

エ 高齢者等の消費者被害の未然防止

地域の関係機関（地域包括支援センター、警察署等）が行っている見守り活動と連携し、啓発活動を実施する。また、町内会や老人クラブなど、地域で活動している団体等に対し、出前講座を実施する。

オ 若年者等の消費者教育の充実・強化

教員等に情報提供を行うとともに、小中高生等を対象とした消費者教育を行う。

(3) 消費生活相談員等のレベルアップ

多様化・複雑化する消費者問題について、正確で分かりやすい情報を消費者に提供するため、消費生活相談員等が国の指定する研修会等に参加する。

(4) 消費生活審議会

消費者等からの苦情に関するあっせん又は調停を行うほか、消費生活に関する重要な事項について審議する。

29. 計量検査所

(予算額 2,714千円)

昭和55年4月に計量検査所を設置し、特定計量器の定期検査、事業所や店舗への立入検査等を実施し、適正計量の普及に努める。

[令和7年度実績]

(1) 特定計量器定期検査

商店・スーパー・病院等で取引又は証明に使用される特定計量器を2年に1度検査する。

項 目	受 検 戸 数 (戸)	受 検 器 数 (器)	不 合 格 数 (器)	不 合 格 率 (%)	検査手数料 (円)
集 合 検 査	140	348	9	2.6	312,450
所 在 場 所 検 査	48	411	8	1.9	524,300
合 計	188	759	17	2.2	836,750

(2) 商品量目立入検査

スーパー等のグラム表示で販売されている商品が正しく計量されているか立入検査を行う。

項 目	検 査 日 数 (日)	検 査 戸 数 (戸)	検 査 件 数 (件)	不 適 正 件 数 (件)	不 適 正 率 (%)
量 前 期	4	6	360	0	0.0
後 期	3	6	356	1	0.3
目 計	7	12	716	1	0.1